

# **提案条例説明資料**

**令和5年3月**

**浜田市議会定例会議**

# 提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	<b>議案第2号</b>
2	題名	浜田市ケーブルテレビ施設条例及び浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴収条例を廃止する条例
3	目的・理由	市直営で運営しているケーブルテレビ事業を民間事業と統合することに伴い、関係する条例を廃止するものです。
4	概要	次に掲げる条例は、廃止する。 (1) 浜田市ケーブルテレビ施設条例 (2) 浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴収条例
5	施行期日等	1 施行期日 令和5年4月1日 2 経過措置 (1) 施行日の前日までに、廃止前の条例の規定により納付することとされた使用料、分担金等については、廃止前の条例の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。 (2) 施行日の前日までにした行為に対する過料については、なお従前の例による。 3 浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 浜田市ひゃこるネットみすみ放送番組審議会委員の報酬に係る規定を削る。
6	備考	ケーブルテレビの幹線、建物及び附属設備は、ケーブルテレビ事業を承継する民間事業者に貸し付ける予定です。

# 提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	<b>議案第3号</b>
2	題名	浜田市まちなか交流プラザ条例
3	目的・理由	若者等の世代を超えた出会い及び市民相互の交流の拠点として、「浜田市まちなか交流プラザ」を設置することに伴い、地方自治法に基づき当該施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 名称及び位置（第1条）</p> <p>(1) 名称 浜田市まちなか交流プラザ</p> <p>(2) 位置 浜田市田町 1668 番地</p> <p>2 事業（第2条）</p> <p>(1) 若者等と地域とをつなぎ、賑わいを創出する事業</p> <p>(2) 多様な市民の交流及び活動の場の提供</p> <p>(3) その他設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>3 開館時間及び休館日（第3条）</p> <p>(1) 開館時間 午前9時から午後9時（日曜日、土曜日及び休日は、午後6時）まで</p> <p>(2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで</p> <p>4 セミナールームの使用許可（第5条）</p> <p>セミナールームを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>5 セミナールームの使用料（第8条及び別表）</p> <p>セミナールーム1室当たり1時間につき330円</p> <p>※ セミナールーム以外の施設の入館は、無料</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 規則で定める日</p> <p>2 準備行為 施行日以後の使用に係るセミナールームの使用の許可その他交流プラザの運営に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。</p>
6	備考	施行期日については、現時点において供用開始日を確定できないため、規則に委任しています。

# 提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	<b>議案第4号</b>																																								
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例																																								
3	目的・理由	「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の一部が改正され、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の住宅の認定について、新たに誘導仕様基準（計算によらない基準）が設けられたことに伴い、所要の改正を行うものです。																																								
4	概要	<p>1 誘導仕様基準による場合の低炭素建築物新築等計画の住宅の認定に係る手数料（別表第9及び別表第10関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">床面積</th> <th colspan="2">手数料額</th> </tr> <tr> <th>適合証なし</th> <th>適合証あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">戸建住宅</td> <td>200㎡未満</td> <td>18,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>200㎡以上</td> <td>19,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同住宅等 複合建築物</td> <td>300㎡未満</td> <td>32,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>300㎡以上</td> <td>57,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 誘導仕様基準による場合の建築物エネルギー消費性能向上計画の住宅の認定に係る手数料（別表第17及び別表第18関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">床面積</th> <th colspan="2">手数料額</th> </tr> <tr> <th>適合証なし</th> <th>適合証あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">戸建住宅</td> <td>200㎡未満</td> <td>18,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>200㎡以上</td> <td>19,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同住宅等 複合建築物</td> <td>300㎡未満</td> <td>32,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>300㎡以上</td> <td>56,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他規定の整理</p>	用途	床面積	手数料額		適合証なし	適合証あり	戸建住宅	200㎡未満	18,000円	5,000円	200㎡以上	19,000円	5,000円	共同住宅等 複合建築物	300㎡未満	32,000円	10,000円	300㎡以上	57,000円	20,000円	用途	床面積	手数料額		適合証なし	適合証あり	戸建住宅	200㎡未満	18,000円	5,000円	200㎡以上	19,000円	5,000円	共同住宅等 複合建築物	300㎡未満	32,000円	10,000円	300㎡以上	56,000円	20,000円
用途	床面積	手数料額																																								
		適合証なし	適合証あり																																							
戸建住宅	200㎡未満	18,000円	5,000円																																							
	200㎡以上	19,000円	5,000円																																							
共同住宅等 複合建築物	300㎡未満	32,000円	10,000円																																							
	300㎡以上	57,000円	20,000円																																							
用途	床面積	手数料額																																								
		適合証なし	適合証あり																																							
戸建住宅	200㎡未満	18,000円	5,000円																																							
	200㎡以上	19,000円	5,000円																																							
共同住宅等 複合建築物	300㎡未満	32,000円	10,000円																																							
	300㎡以上	56,000円	20,000円																																							
5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日</p> <p>2 経過措置 改正後の条例の規定は、施行日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、施行日前に受け付けたものについては、なお従前の例による。</p>																																								
6	備考	手数料の額は、島根県と同額です。																																								

# 提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	<b>議案第5号</b>
2	題名	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(内閣府令)の一部が改正され、懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	児童虐待の防止等を図る観点から、特定教育・保育施設の管理者が入所中の児童に対して行う懲戒に係る規定を削除する。(第26条関係)
5	施行期日等	公布の日

# 提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	<b>議案第6号</b>
2	題名	浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の一部が改正され、児童の安全の確保に関する計画の策定及び自動車の運行に当たっての安全管理の徹底に係る規定が追加されたこと並びに懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 安全計画の策定等の追加(第8条の2関係) 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全確保を図るため、安全計画の策定等をしなければならないこととする。</p> <p>2 自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認の追加(第8条の3関係) (1) 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗降の際、点呼等により当該利用乳幼児の所在の確認をしなければならないこととする。 (2) 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎のために自動車(座席が2列以下の自動車を除く。)を運行するときは、ブザー等の当該利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えなければならないこととする。</p> <p>3 懲戒権の削除(第14条関係) 児童虐待の防止等を図る観点から、家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対して行う懲戒に係る規定を削除する。</p> <p>4 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和5年4月1日(懲戒権の削除の改正は、公布の日)</p>

	<p>2 経過措置</p> <p>ブザー等を備えることが困難である場合は、令和 6 年 3 月 31 日までの間、代替的な措置を講ずることにより、当該ブザー等を備えないことができる。</p>
--	---

# 提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	<b>議案第7号</b>
2	題名	浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の一部が改正され、児童の安全の確保に関する計画の策定、自動車の運行に当たっての安全管理の徹底に係る規定等が追加されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 安全計画の策定等の追加(第7条の2関係) 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全確保を図るため、安全計画の策定等をしなければならないこととする。</p> <p>2 自動車を運行する場合の利用者の所在確認の追加(第7条の3関係) 放課後児童健全育成事業者は、利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗降の際、点呼等により当該利用者の所在の確認をしなければならないこととする。</p> <p>3 放課後児童支援員の要件の例外の追加(第11条関係) 研修未修了者を放課後児童支援員とみなす経過措置の期間の満了に伴い、放課後児童支援員の要件である研修の修了について、市長が特に認める場合は、当該研修の修了を要しないものとする。</p> <p>4 業務継続計画の策定等の追加(第13条の2関係) 放課後児童健全育成事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供の継続的な実施及び非常時の体制での早期の業務再開を図るため、業務継続計画の策定等をするよう努めなければならないこととする。</p>

		5 その他規定の整理
5	施行期日等	1 施行期日 令和5年4月1日 2 経過措置 安全計画の策定等は、令和6年3月31日までの間、努力義務とする。

# 提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	<b>議案第8号</b>
2	題名	浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	令和8年度からの供用開始を予定している浜田処理区の受益者が負担する負担金等の額を定めることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 浜田処理区の受益者一戸当たりの負担金等の額（新別表第1関係）</p> <p>(1) 排水人口が100人未満の家屋 100,000円</p> <p>(2) 排水人口が100人以上の家屋 200,000円</p> <p>2 負担金等の賦課期日（第6条関係）</p> <p>(1) 浜田処理区、旭処理区及び三保三隅処理区 公共下水道に排水設備の接続を完了した日</p> <p>(2) 国府処理区 賦課対象区域を定めた旨の公告の日から起算して1年以内の日</p> <p>3 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	令和5年4月1日
6	備考	国府処理区、旭処理区及び三保三隅処理区に係る負担金等の額については、変更ありません。